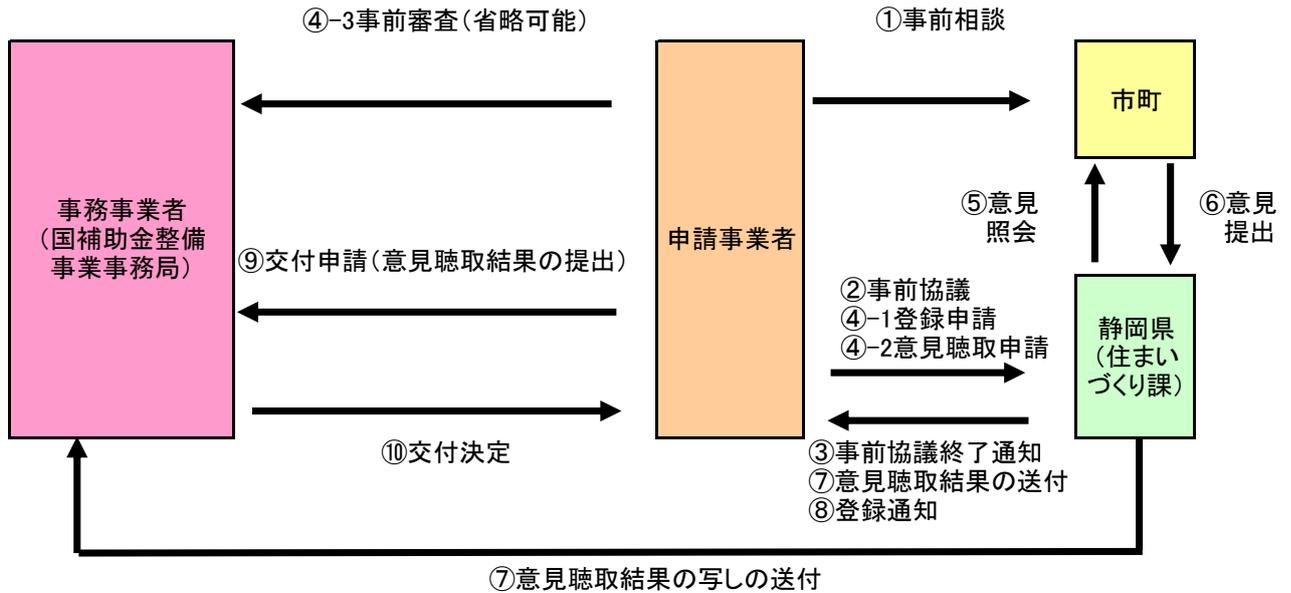


# サービス付き高齢者向け住宅の登録等の手続き(静岡県登録の場合)



手続区分	手続き	手続きの内容
登録	①事前相談 【事業者→市町】	県へ事前協議書類を提出するまでに、所在市町に相談してください。 県へ提出予定の事前協議書類など、事業の概要がわかる書類を資料として提出してください。
登録	②事前協議 【事業者→県】	県へ事前協議書類を提出してください。 なお、事前協議書類提出から審査終了までは、1～2か月程を見込んでおいてください。(書類が全て揃ってから審査は開始します)
登録	③事前協議 終了通知 【県→事業者】	県から事業者へ、事前協議終了通知書を送付します。
登録	④-1登録申請 【事業者→県】	③の事業者が事前協議終了通知を受領した後、登録申請書類を県に提出してください。また、その際に市町への意見聴取申請書も添付してください。
補助金	④-2意見聴取申請 【事業者→県】	
補助金	④-3事前審査 【事業者→国】	県へ登録申請書を提出するタイミングで、国の補助金整備事業事務局への補助金交付の事前審査の申請が可能です。国の事前審査は必須の手続きではありませんが、事前審査をすることにより本申請以後の手続きの時間が短縮されます。
補助金	⑤意見照会 【県→市町】	県から市町へ、事業者から提出された意見聴取申請書を送付します。
補助金	⑥意見提出 【市町→県】	市町から県に意見(意見聴取結果)を提出します。
補助金	⑦意見聴取 結果の送付 【県→事業者等】	県から事業者に意見聴取結果を送付します。また、県から国の補助金整備事務局へ意見聴取結果の写しを送付します。
登録	⑧登録通知 【県→事業者】	県から事業者へ、登録通知書を送付します。
補助金	⑨交付申請(意見 聴取結果の提出) 【事業者→国】	⑧の県からの登録通知書を受け取った後に、国の補助金整備事業事務局への補助金交付申請が可能です。交付決定までに1～2か月程を見込んでください。添付書類として意見聴取結果も提出してください。
補助金	⑩交付決定 【国→事業者】	審査終了後、交付決定の通知がされます。

\* 国の補助金を申請しない場合は、④-2～⑦、⑨、⑩の手続きは行われません。

また、国の補助金を申請する場合でも、所在市町が意見聴取不要としている場合は、④-2、⑤～⑦の手続きは行われません。